

豊橋市市有施設への再生可能エネルギー等導入事業

(資源化センター余熱利用施設)

プロポーザル実施要領

令和8年8月

豊橋市

1. 趣旨

本実施要領は、本市が所管する公共施設に再生可能エネルギー設備等を導入し、温室効果ガスの排出量を削減すること等を目的とした事業を実施するにあたり、最も優れた提案者を公募型プロポーザル方式により選定するため、業務内容、参加要件、手続き及びその他必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

豊橋市市有施設への再生可能エネルギー等導入事業（資源化センター余熱利用施設）

(2) 業務内容

別紙「豊橋市市有施設への再生可能エネルギー等導入事業（資源化センター余熱利用施設）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から、市が別途発注する特定天井の修繕工事の竣工（令和9年8月末予定）までを設備の設置期間とし、令和9年度中に電力の供給を開始する。供給開始から20年間を電力供給期間とする。

(4) 業務場所

資源化センター余熱利用施設（豊橋市東七根町字宝地道10番地）

(5) 契約上限金額（上限電気料金単価）

18.00円/kWh（税抜き）

3. 応募者に必要な資格及び条件

3-1. 応募者の構成等

(1) 応募者は、本事業を行う能力を有する単独の企業又は複数の企業で構成される企業グループとする。

(2) 企業グループで応募する場合は、企業グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表者」という。）を定めること。

(3) 企業グループで応募する場合は、代表者がプロポーザル参加意向申出書（様式1）を提出すること。

(4) 企業グループの構成員が、別途単独の企業として応募すること及び他の企業グループの構成員になることは認めない。

3-2. 応募者及び構成員の制限

応募者のいずれも、次の要件を満たすものとする。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の要件を満たすこと。なお、企業グループで応募する場合、全ての構成員がアの要件を満たし、いずれかの構成員がイからカの要件を満たしていること。

ア 単独企業及び企業グループの代表者は、令和8・9年度豊橋市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。企業グループの代表者でない構成員は、名簿に登録されていること、または次の（ア）から（ウ）の要件を全て満たすこと。

（ア）国税、愛知県税及び豊橋市税を滞納していないこと。（ただし、愛知県税については愛知県に、豊橋市税については豊橋市に納税義務がある者に限る。）

（イ）健康保険及び厚生年金保険に加入していること。

（ウ）雇用保険に加入していること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する技術者を配置できること。

ウ 電気事業法第（昭和39年法律第170号）43条に規定する電気主任技術者を配置できること。

エ 設置の工事にあたっては、電気工事士法に規定する、設置する設備の出力に応じた電気工事士を設置できること。なお、太陽電池発電設備の出力は、原則として太陽電池モジュールの合計出力で判断すること。ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に電気を消費又は貯蔵する機器（蓄電池等）を接続しない場合は、パワーコンディショナーの出力で判断しても良い。

オ オンサイト PPA（PPAのうち、太陽光発電設備を設置した施設又は近接する施設に、一般送配電事業者の送配電網を介さないものをいう。）方式による電力供給事業の実績を有すること。ただし、太陽光発電設備の設備容量が50kWを超えるものであること。

カ 屋上又は屋根における50kW以上の太陽光発電設備等設置工事の請負の実績を有し、令和4年度以降に竣工していること。

- (2) プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次のいずれにも該当しないこと。なお、企業グループで応募する場合、全ての構成員がアからクの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第の規定に該当する者でないこと。

イ 「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。

ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は除く。

- オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は除く。
- キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなしていないこと、又は申立てがなされていないこと。
- ク 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条による営業停止処分を付されていないこと。

（3）次のいずれにも該当しないこと。なお、企業グループが応募する場合、全ての構成員がア及びイの要件を満たしていること。

- ア 契約候補者特定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていないこと。
- イ 契約候補者特定の日の前 1 年間に於いて手形交換所規則による不渡報告に掲載されていないこと。

4. 担当部局

郵便番号 : 〒440-8501
住 所 : 愛知県豊橋市今橋町 1 番地
担 当 : 豊橋市環境部環境政策課
電 話 : 0532-51-2419
F A X : 0532-56-5126
電子メールアドレス : kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp
ホームページアドレス : <https://www.city.toyohashi.lg.jp/64609.htm>

5. 事業者選定の流れ

（1）提案資格の確認と通知

プロポーザル参加意向申出書の内容を確認し、提案資格確認結果通知書（様式 4）により通知する。

（2）審査及び契約候補者の特定

豊橋市市有施設への再生可能エネルギー等導入事業（資源化センター余熱利用施設）プロポーザル評価委員会により、提案内容を評価基準に基づき審査し、評価点の合計が最も高い提案者を契約候補者として特定する。

（3）詳細協議

契約候補者は、電気料金や温室効果ガス排出量の削減等について詳細に算定し、契約の締結に関する諸条件について、本市と詳細協議を行うものとする。

（4）事業者の選定

契約候補者と本市との協議が整い次第、契約を締結する。契約候補者と協議が整わない場合は、次点の者との詳細協議を行う。なお、契約締結までの費用については契約候補者の負担とする。

6. 全体スケジュール

項 目	日 程
参加意向申出に関する質問書の受付	令和 8 年 8 月 17 日から 8 月 21 日
参加意向申出に関する質問書の回答	令和 8 年 8 月 25 日までに回答
参加意向申出書の受付	令和 8 年 9 月 2 日まで
提案資格確認結果の送付	令和 8 年 9 月 4 日までに送付
提案書の作成に関する質問書の受付	令和 8 年 9 月 7 日から 9 月 11 日
提案書の作成に関する質問書の回答	令和 8 年 9 月 18 日までに回答
提案書の受付	令和 8 年 10 月 2 日まで
書類審査結果の送付	令和 8 年 11 月 6 日までに送付
プレゼンテーション、ヒアリング	令和 8 年 12 月 14 日
契約候補者の特定、審査結果通知	令和 8 年 12 月 18 日までに通知
詳細協議	令和 8 年 12 月 21 日から令和 9 年 1 月 8 日
契約（協定）締結	令和 9 年 1 月 15 日までに締結

（注）このスケジュールはあくまでも予定であり、変更することがある。

7. プロポーザル参加意向の申出

（１）提出書類

以下の各書類に、様式番号を記したインデックスをつけ、A 4 縦型ファイルに綴じたものを 1 部提出すること。

ア プロポーザル参加意向申出書（様式 1）

イ 会社概要（様式 1－1）

ウ 応募者の構成表（様式 1－2）

エ 企業グループの代表者でない構成員で、名簿に登録されていない者は、次の（ア）から（オ）の書類（写し可）を提出すること。

（ア）国税を滞納していないことが確認できる書類として、次のいずれかの納税証明書を提出すること。

- ・法人の方「その 3 の 3」
- ・個人の方「その 3 の 2」

（イ）愛知県税を滞納していないことが確認できる書類として、次のいずれかの納税証明書を提出すること。

- ・愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）
- ・愛知県に納税義務がないときは、愛知県税・豊橋市税の納税義務がないことの申出書（様式 1－3）

(ウ) 豊橋市税を滞納していないことが確認できる書類として、次のいずれかの納税証明書を提出すること。

- ・ 豊橋市が発行した完納証明
- ・ 豊橋市に納税義務がないときは、愛知県税・豊橋市税の納税義務がないことの申出書（様式 1－3）

(エ) 健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類として、以下のいずれかの書類を提出すること。なお、最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている場合は、最新の経営事項審査結果通知書の写しを提出することで、以下の書類の提出は不要とする。

- ・ 年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」の写し
- ・ 直近 1 月分の社会保険料の領収書の写し
- ・ 健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し
- ・ 標準報酬月額決定通知書の写し
- ・ 社会保険料納入証明書の写し
- ・ 健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合）
- ・ 届出の義務がない場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書（様式 1－4）

(オ) 雇用保険に加入していることが確認できる書類として、以下のいずれかの書類を提出すること。なお、最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている場合は、最新の経営事項審査結果通知書の写しを提出することで、以下の書類の提出は不要とする。

- ・ 公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し
- ・ 直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の 1 回分）
- ・ 労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し
- ・ 公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書の写し
- ・ 届出の義務がない場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書（様式 1－4）

オ 資格者届（様式 1－5）

カ 事業実績表（様式 1－6）

キ 誓約書（様式 1－7）

ク 現地確認希望申出書（様式 1－8）（現地確認を希望する場合に限る）

（2）提出書類

「4. 担当部局」と同じ

(3) 提出方法

持参（土・日曜日、休日を除く毎日午前10時00分から午後5時まで、ただし正午から午後1時までを除く）又は郵送（書留郵便に限る）とし、それ以外の方法による提出は受け付けられない。

(4) 提出期限

令和8年9月2日（水） 午後5時必着

(5) その他

本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、誓約書（様式1－7）の内容に変更が生じた場合は、速やかに申し出ること。

8. プロポーザル参加意向の申出に関する質問及び現地確認

(1) 質問先

「4. 担当部局」と同じ

(2) 質問期間

令和8年8月17日（月）から令和8年8月21日（金） 午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式2）に必要事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答

公平を期すため、提出された質問及びその回答を取りまとめ、「4. 担当部局」のホームページに質問回答書（様式3）を掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。なお、口頭による個別対応は行わない。また、回答は本実施要領、仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。令和8年8月25日（火）に掲載を予定。

(5) 提案書の提出を要請する者の確認及び提案資格確認結果の送付

プロポーザル参加意向申出書等により提案資格の有無を確認した後、提案資格確認結果通知書（様式4）により、提案書等の提出について通知する。令和8年9月4日（金）に発送を予定。

(6) 現地確認

現地確認を希望する場合は、現地確認希望申出書（様式1－8）を添付して提出すること。

なお、現地確認を希望しない場合は、提出は不要とする。実施時間を含む詳細については、提案資格確認結果通知書（様式４）により提案資格を有することが認められた応募者にのみ、提案資格確認結果通知書（様式４）の送付以降に市より連絡するものとする。また、天候等により実施が困難となった場合も、市より連絡するものとする。

ア 日 に ち 令和８年９月７日（月）（予定）

イ 所要時間 １事業者につき１２０分

ウ 場 所 資源化センター余熱利用施設（豊橋市東七根町字宝地道１０番地）

9. 提案書

事業者は、事業目的を踏まえ、施設への再生可能エネルギー等の導入に関する提案書を本市に提出すること。本事業は事業者の負担により建物屋根上に設備を設置することを想定しているが、設置方法は事業者の創意工夫により自由に提案できるものとする。ただし、敷地内の駐車場に太陽光発電設備を設置する提案は認めない。事業者は市が提示する仕様書及び別紙５から８の図面及び資料を参考に、耐荷重値、諸条件を考慮の上、提案すること。

（１）作成上の基本事項

提出できる提案書は、１提案者につき１案までとし、複数の案を提案することは認めない。
また、１案の中に複数パターンの提案が含まれる提案は認めない。

（２）作成上の留意事項

- ア 提案、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。
- ウ 設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は使用しないこと。
- エ 提案書の副本には提案者を特定することができる内容（企業名・ロゴ等）を記述しないこと。
- オ 提案者は、定められた様式に従い記載すること。書類サイズは原則Ａ４版とし、使用する文字の大きさは１０．５ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用しても良い。
- カ 豊橋市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- キ 提案書は仕様書の内容を確認した上で作成すること。

（３）提出書類

以下の各書類に、様式番号を記したインデックスをつけ、Ａ４縦型ファイルに綴じたものを１部提出すること。

- ア 様式５（提案書）
- イ 事業実施スケジュール（様式５－１）
- ウ 事業実施体制（様式５－２）

エ 電気料金見積書（様式 6）

提案単価は市が設けた契約上限金額（上限電気料金単価）の範囲内で提案すること。

オ 2025 年度電力使用量を用いたシミュレーション（様式 6－1）

様式に記載の年間予想電力使用量等は、あくまでも過去の実績等から予測した予定量であり、保証するものではない。また、電力供給期間における電力使用量が、記載の年間予想電力使用量より増減した場合についても、市はその責を負わない。

（4） 提案書の無効

提案書について、本要領及び様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

10. 提案書の提出方法

（1） 提出書類及び部数

ア 提案書（様式 5）、事業実施スケジュール（様式 5-1）、事業実施体制（様式 5－2）について、正本 1 部、副本 10 部を提出すること。なお、正本、副本ともに A 4 サイズ・縦長・左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。なお、副本には提案者が特定できるような記述をしないこと。

イ 電力料金見積書（様式 6）、2025 年度電力使用量を用いたシミュレーション（様式 6－1）について、1 部提出すること。

（2） 提出先

「4. 担当部局」と同じ

（3） 提出方法

持参（土・日曜日、休日を除く毎日午前 10 時 00 分から午後 5 時まで、ただし正午から午後 1 時までを除く）又は郵送（書留郵便に限る）とし、それ以外の方法による提出は受付けない。

（4） 提出期限

令和 8 年 10 月 2 日（金） 午後 5 時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

11. 提出された提案書の取扱い

（1） 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の一部又は全部を無償で利用できるものとする。

（2） 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、豊橋市情報公開条例（平成 8 年豊橋

市条例第2号)に基づき、提案書等の一部又は全部が公開される場合がある。またその際、市は必要に応じて、同条例第12条第1項又は第2項に基づく意見書の提出を、提案者に求めることがある。

(3) 市は、提出された提案書等を、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(4) 市は、提出された提案書等は返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

12. 提案書に関する質問の受付・回答

(1) 質問書の提出先

「4. 担当部局」と同じ

(2) 質問期限

令和8年9月7日(月)から令和8年9月11日(金) 午後5時まで

(3) 質問方法

質問書(様式2)に必要事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答

公平を期すため、提出された質問及びその回答を取りまとめ、「4. 担当部局」のホームページに質問回答書(様式3)を掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領、仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。令和8年9月18日(金)に掲載を予定。

13. 評価の手続き及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市市有施設への再生可能エネルギー等導入事業(資源化センター余熱利用施設)プロポーザル評価委員会」において評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続きを行う。

(1) 第一次審査(書類審査)

提案者が4者以上の場合には、提案書の内容を審査し、第二次審査対象者を3者以内に絞り込む。結果については令和8年11月6日(金)までに通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

令和8年12月14日（月）に実施。時間、場所及び審査の留意事項等については令和8年11月6日（金）までに別途通知する。なお、出席者は4名程度とし、時間は一者あたり50分程度（説明20分以内、質疑30分程度）を予定している。

パワーポイントを用いた説明も可とするが、使用する投影資料及び配布資料の内容は提案書に基づくものとし、提案者名が特定できる内容を含めないこと。また、配布資料については、原則A4版とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用しても良い。なお、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。また、設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は使用しないこと。

プレゼンテーションに使用するプロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは市で用意するが、パソコン等の情報端末については提案者が用意すること。

(3) 評価基準

別紙4「評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

- ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行う。
- イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ウ 評価委員会各委員の持ち点（150点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。提案者が一者の場合は、評価項目の「提案価格」を除く持ち点（125点）を合算した値の5割を最低基準点とする。
- エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。
- オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、別紙4「評価基準」の評価項目「導入効果」の評価点が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、別紙4「評価基準」の評価項目「提案価格（提案単価）」の評価点が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により契約候補者を決定する。

14. 審査結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を結果通知書（様式8-1）または（様式8-2）により通知する。

(2) 評価結果の公表

契約候補者に特定された者については、特定後に特定結果を「4. 担当部局」に配置するとともに、「4. 担当部局」のホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

契約候補者に特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

「4. 担当部局」と同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、休日を含まない。）以内の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内（土・日曜日、休日を含まない。）に書面により行う。

15. 無効となる提案等

次に該当する提案は無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 提案単価が「2. 業務概要（5）契約上限金額（上限電気料金単価）」を超える提案

(5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

16. 契約の締結

(1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、詳細協議の相手方とする。

(2) 契約条項及び事業の仕様は、特定した契約候補者の提案書の内容及び電力料金見積書（様式6）の提案単価により協議し、確定するものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより、契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

- ア 「3. 応募者に必要な資格及び条件」の要件を満たさなくなったとき
- イ 提案資格又は提案内容が無効となったとき
- ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

17. その他

- (1) プロポーザル参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を持参（土・日曜日、休日を除く毎日午前10時00分から午後5時まで、ただし正午から午後1時までを除く）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) 本プロポーザルの参加意向の申し出及び提案に係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後のプロポーザル参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。ただし、審査の過程で市が事業者に対し、提出後のプロポーザル参加意向申出書又は提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更を求めた場合は、それに応じて市が指定した期限内に提出すること。
- (4) 電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 「14. 審査結果に関する事項」の結果通知書（様式8-1）により通知した日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。